

役員等報酬規程

令和2年4月 改訂

社会福祉法人 緑会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（法人役員として常時勤務し、施設職員を兼務しない者）については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、次の通り業務区分に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

業務区分

- ア 理事長
- イ 理事長以外の役員等

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規定第18条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第2に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を常勤兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。ただし、嘱託等非常勤兼務の役員等は除く。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等および、非常勤役員等の内、理事長に対する報酬等の支給時期は、職員給与規程第4条に準じた日とする。

- 2 理事長を除く非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等や非常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等や非常勤の理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の出勤すべき日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等や非常勤の理事長が死亡によって退任した場合、

その月までの報酬を遺産相続人に支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げ処理する

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

令和2年4月1日

一部改正

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 750,000 円
理事	月額 300,000 円

別表2（非常勤役員等の報酬）

ア（1）理事長

報酬の額
月額 500,000 円

イ（1）評議員

	日 額
評議員会への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円

イ（2）理事（理事長を除く）

	日 額
理事会等会議への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円

イ（3）監事

	日 額
監事監査、会議等への出席	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000 円